

京都聖母学院保育園 運営規程（園則）

（施設の名称等）

第1条 学校法人聖母女学院が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 京都聖母学院保育園
- （2）所在地 京都市伏見区深草田谷町1

（施設の目的及び運営方針）

第2条 京都聖母学院保育園（以下「当園」という。）は、建学の精神に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第49号）」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。
- 6 当園は、園児が心身ともに健やかに育成されるよう適正に保育事業を行い、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって差別的取扱いをしない。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （1）法第19条第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）
48人
- （2）法第19条第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）
のうち、1・2歳児の子ども 32人
- （3）3号認定子どものうち、0歳児の子ども 10人

（提供する保育等の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （1）特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
給付認定を受けた保護者（以下「給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- （2）時間外保育
やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

（3）食事の提供

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）園長 1名（常勤専従）

職員間の業務調整・会計事務・給食業務等を含む運営管理全般を統括し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

（2）主任保育士 1名以上（常勤専従）

地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

（3）保育士 14名以上（常勤換算後）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。また、必要に応じて以下の業務を担うことができる。

①副主任保育士 若干名

主任保育士の業務を補佐しつつ、保育に従事し保育現場の現状と課題を把握し改善の提案等を行い新人保育士の育成を行う。

②リーダー保育士 若干名

クラス運営のとりまとめや、乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育アレルギー、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援の各分野において専門的知識を学び、他の保育士へ指導・助言を行う。

③リーダー補佐保育士 若干名

リーダー保育士の業務を補佐しつつ、乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育アレルギー、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援のいずれかの分野において専門的知識を学び、クラスを担任する。

（4）栄養士 1名以上（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、乳児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、給食業務全般に従事する。

（5）調理員 2名以上（常勤換算後）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（6）園医（非常勤嘱託医）2名

園児の健康診断及び当園の衛生管理指導を行う。

（7）その他必要な職員を置くことができる。

（保育を提供する日）

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分まで、または9時から17時の範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分または9時まで、及び、16時30分または17時から19時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第8条 当園の特定教育・保育を利用した給付認定保護者は、その給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合には、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第9条 当園は、市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第10条 当園は、以下の場合には特定保育の提供を終了するものとする。

- （1）園児が小学校に就学したとき
- （2）給付認定保護者が、法に定める給付要件に該当しなくなったとき
- （3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第11条 当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、京都市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存す

るものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（その他運営に関する重要事項）

第15条 この規程を改定、廃止するときは、学校法人聖母女学院理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表1（第8条第3項）特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

| 項目 | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額 | |
|---------------------|--|----------------------|-------------|
| 2号認定子どもに係る 給食費 | 副食材料費 | 月額4,500円 | 合計：月額7,500円 |
| | 主食材料費（米類，パン類等） | 月額3,000円 | |
| 着用品費 | 制服・体操服関係一式，上靴，通園リュック等 | 別途，重要事項説明書において保護者へ説明 | |
| 教材費 | 新学期用品，お道具類等 | 別途，重要事項説明書において保護者へ説明 | |
| 行事費 | 遠足，宿泊行事等に係る公共交通機関（地下鉄，バス等）その他移動手段，入場・利用等に要する経費 | 実際に要した経費（実費） | |
| 卒園アルバム関連費 | 卒園アルバム制作・発行に関する費用 | 希望者数により変動 | |
| 日本スポーツ振興 センター加入費 | 当園の管理下における災害に対し，給付を得るもの | 年額 315円 | |

別表 2（第 8 条第 3 項）該当者（利用者）のみ対象となるもの（時間外保育に係る利用者負担金）

| 該当者 | 利用者負担金 | 金額 |
|-----------|--|---|
| 保育標準時間認定者 | 保育標準時間に係る延長保育料 (18時15分以降の保育利用を当園との間であらかじめ取り交わした者) | 1 回につき 500 円 (月額最大 2,500 円) |
| 保育短時間認定者 | 保育短時間に係る延長保育料 (延長保育利用を当園との間であらかじめ取り交わした者) | 1 日当たりの利用時間に応じ、 ① 1 時間まで 500 円 (月額最大 2,500 円) ② 1 時間を超え 2 時間まで 1,000 円 (月額最大 5,000 円) ③ 2 時間を超える場合 1,500 円 (月額最大 7,500 円) |

(注) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、延長保育料の減免が可能。

別表 3（第 8 条第 3 項）該当者（利用者）のみ対象となるもの（一時預かり保育料）

| 区分 | 3 歳未満児 | 3 歳以上児 |
|----------|--------------------------------|------------------------------|
| 生活保護受給世帯 | 0 円 | 0 円 |
| 市民税非課税世帯 | ① 半日： 400 円 ② 全日： 800 円 | ① 半日： 250 円 ② 全日： 500 円 |
| その他の世帯 | ① 半日： 1,050 円 ② 全日： 2,100 円 | ① 半日： 600 円 ② 全日： 1,200 円 |